

生活困窮世帯に対する支援について

生活困窮自立相談支援を受け、離職により住宅を失ったまたはそのおそれの高い生活困窮者であって、就労能力と就労意欲がある方のうち、住宅を喪失している方または住宅を喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。また、食料品等の確保に困っている方には、NPO法人フードバンク茨城と連携した食品の提供を行っています。

住居確保給付金につきましては、次の1～8のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 離職等により住宅を喪失していることまたは喪失のおそれがある方
2. 申請日において、離職等の日から2年以内である方
3. 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方
4. 公共職業安定所への求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
5. 申請日の属する月における申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次に定める基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること(基準額＝市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)
6. 申請日における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること
7. 国の雇用施策による給付または地方自治団体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を申請者および申請者と生計を一にする同居の親族が受けてないこと
8. 申請者および申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●支給額 対象者に給付する住宅の月額賃料相当額(単身世帯：34,000円、複数世帯：53,000円を上限)を市から住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

●申請方法 自立相談支援事業においてアセスメント、支援プラン作成をおこなったうえで、上記の支給対象者に該当している方が申請します。

※申請後に、上記1～8の該当項目から一つでも外れたことが確認された場合は、給付を停止します。

問 本庁 社会福祉課保護G ☎52-1111 内線132

あなたも里親になりませんか

茨城県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子供に温かな家庭的雰囲気の中で生活できるように里親制度を積極的に推進しています。

詳しい情報につきましては、茨城県青少年家庭課のホームページでご確認ください。

問 茨城県中央児童相談所 ☎029-221-4150(里親担当)

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/kodomo/>

講演会「賢い子に育てる8つのポイント」開催中止のお知らせ

令和3年2月18日(木)に常陸大宮市文化センター大ホールにおいて開催を予定しておりました常陸大宮市青少年センター・常陸大宮市家庭教育学級 講演会「賢い子に育てる8つのポイント」は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、中止することにいたしました。

酒井勇介先生の講演を楽しみにしていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 本庁 生涯学習課生涯学習G ☎52-1111 内線334

講演会「南郷道(依上道)と北関東の歴史の道」日程変更のお知らせ

令和3年2月20日(土)に開催を予定していましたが講演会「南郷道(依上道)と北関東の歴史の道」は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、下記のとおり開催日程を変更します。

変更後の日程：令和3年3月21日(日)

これに伴い、参加申込の締め切りを2月27日(当日消印有効)に延長いたします(一度お申込みいただいた方は再度のお申込みは必要ありません)。

参加を希望される方は、往復はがきの往信裏面に下記の事項を記入してお送りください。

①1名の場合 郵便番号、住所、氏名、電話番号

②2名以上の場合 申込代表者の郵便番号・住所・氏名・電話番号、参加者全員の氏名、合計人数(4名まで)
(申込先) 〒319-2226常陸大宮市北塩子1721 常陸大宮市文書館 講演会係

問 常陸大宮市文書館 ☎52-0571